

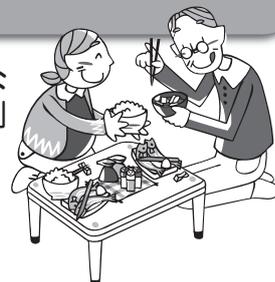
平成27年度～平成29年度

出雲市 高齢者福祉計画

第6期

介護保険事業計画を策定しました

市では、「高齢者がどのような生活環境にあっても、周囲の方との関係を保ちながら家庭や地域で自立して住み続けられること」を目標として、「高齢者の自立」と「高齢者の生活」を支えています。



変わります

介護保険料

一人ひとりの保険料は介護保険の大切な財源です
社会全体でこの制度を支えています

第6期(平成27年度～平成29年度)の

65歳以上の方の **保険料基準額は 5,820円(月額)** です

介護保険料(平成27～29年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	・生活保護を受けている人 ・本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ・本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額(注1)と公的年金等の収入金額(注2)の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.5	34,920円
第2段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.75	52,380円
第3段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が120万円を超える人	基準額 ×0.75	52,380円
第4段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.9	62,856円
第5段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が80万円を超える人	基準額	69,840円
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.2	83,808円
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額 ×1.3	90,792円
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額 ×1.5	104,760円
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上640万円未満の人	基準額 ×1.7	118,728円
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が640万円以上の人	基準額 ×2.0	139,680円

(注1) 「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

(注2) 「公的年金等の収入金額」とは、課税対象となる老齢・退職年金などの収入をいい、非課税となる遺族年金・障害年金などは含まれません。

平成27年度 介護保険料の仮徴収額 について

◎65歳以上の方に対して、4月中旬頃に4・6・8月の仮徴収額のお知らせ通知を郵送しています。
仮徴収とは、平成26年中の収入等が確定していないため、平成25年中の収入等を基に、仮で保険料段階を算定し、その年額のおおよそ2分の1を4・6・8月の3回で納めていただくものです。



平成25年中の収入等を基に、仮に算定した年額のおおむね2分の1を3回に分けて納付



平成26年中の収入等を基に、確定した年額から仮徴収額を引いた残りを3回に分けて納付

※特別徴収(年金天引)の方の平成27年度第1期介護保険料は平成26年度6期と同額になります。

※本徴収額は、8月頃通知します。



「出雲市らしい」 地域包括ケアを進めます

市では、コミュニティセンター単位で健康づくり・介護予防活動が活発に行われているほか、在宅医療・介護のサービス資源は中学校区単位で整備を進めています。各地域の状況を踏まえながら、高齢者に身近できめの細かい「出雲市らしい」地域包括ケアを推進します。

介護予防、生活支援の推進 —地域の自主的な活動を支援します—

- ◆コミュニティセンター単位に介護予防教室を行い、自主的な健康づくりの取組を支援します
- ◆ふれあいサロンが身近な居場所や交流の場になるように支援します
- ◆地域の見守りや声かけなどのネットワークが進むように支援します

「高齢者あんしん支援センター」の支援強化

- ◆高齢者の総合相談窓口として専門スタッフが支援します
- ◆高齢者のみなさんの権利を守ります
- ◆地域のネットワークづくりを行い、高齢者のみなさんを支えます

認知症ケアの推進 —認知症になっても安心して暮らせる地域づくり—

- ◆認知症コーディネーターを高齢者あんしん支援センターに配置します
- ◆地域における認知症支援ネットワークづくりを推進します
- ◆認知症の本人や家族の相談場所、集いの場として、認知症カフェを開設します

在宅医療・介護の連携 —医療や介護が必要になっても地域で暮らせる体制づくり—

- ◆在宅医療と介護の連携を推進し、高齢者を地域で支えるシステムづくりを行います

※要支援認定者の訪問介護・通所介護サービスについて

要支援のサービスのうち、訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）は、介護保険給付から市町村の介護予防事業へ移行することが国で定められましたが、市では、市の事業として開始する時期を平成29年4月1日からとしました。それまでの間は、今までどおりの保険給付サービスとなります。